第11回 保険事業に対する規制の 必要性と方法



- 1 規制とは 事業者への制約・監督
- 2 規制の必要性 被害例と対策
- 3 規制領域と規制方法 市場規制と支払能力規制
- 4 規制の課題と進化 イノベーションと金融危機の経験

キーワード: 免許・認可・登録、保険金支払能力規制、ニーズの多様性、情報の非対称性

損保ジャパン総合研究所 小林篤 2013年6月27日

1 規制とは 事業者への制約・監督



「規制」ということばの意味;「監督」ということばの意味

「規制」ということばの意味

Oあることを行う際に、従わなければ ならない決まり・規則

○規制する(regulate) = 規則によって 行動を制限する、または活動・過程を 制御する(control)

用例 交通規制 自主規制

「監督」ということばの意味

〇指図をしたり見張ったりして、取り締 ること

○監督する(supervise)=ある人・ある活動を見張って、確実に万事が正確に安全に行われるようにさせる

用例 金融監督 銀行監督

規制監督と並んで使われる用例もある。 今回のレジメでは、規制監督と同じ意味で「規制」ということばを使う

1 規制とは 事業者への制約・監督



規制の当事者と法律

当事者

〇事業活動の監督は、行政機関に よって行われることが多い。

○規制の当事者は、行政機関だけで なく、事業者団体、事業者自身もなる

法律

規制は、自由な活動を制約することに なる

→事業活動を規制する場合には法律 に基づいて規制がなされることが多い (日本でも海外でも。日本の場合、「保 険業法」という)

- 日本でも海外でも、保険事業に対して規制がなされている
- 一般に、保険事業は自由に行うことが出来ない事業



保険は、<u>目に見えない複雑な商品</u> <保険募集・保険販売時の問題>

目に見えない複雑な商品→適切な加入・契約が難しい

- ・素人の顧客に、十分説明せず保険加入を勧め、事故になったとき に保険金が支払われなかった
- ・絶対に損はしないと言って変額保険を勧められたが、実際は株式 市場が下落して、変額保険で損失を被った
- ・満期時や保険料払込満了時に受け取る積立配当金が、保険募集時の設計書に比べて著しく少ない。設計書記載の金額を支払って欲しい



<u>現在の保険料支払いと将来の保険金支払いの約束を交換する取引</u>

<将来の保険金支払を確実にする、将来の保険金支払の問題>

- ・災害・事故の困ったときの支払いがなされないと深刻な問題に
- ・沢山の契約者から保険料を集めて、保険金を支払う前に保険会社の経営者が資金を持って逃亡した
- ・予想より保険金支払が増加して保険会社が破綻した
- ・満期を迎えたが、保険会社の破綻、契約移転に伴う契約内容の変更により、 満期保険金額が保険証券記載の金額より大幅に減額されている
- ・資産運用に失敗して、保険会社が倒産したので、保険金が支払われないあるいは減額された



保険募集·販売時の問題と将来の保険金支払の問題への対策

- ・保険募集・販売時の問題
- ・問題点 保険加入者と保険販売者との 情報の非対称性(情報劣位・ 情報優位)
- 対策 保険販売者の適格性確保 保険販売者の行為規制 保険商品の認可届出

- ・将来の保険金支払の問題
- ・問題点 保険金支払見通しが不適切 保険金支払原資が無い
- ・対策 保険会社の適格性確保 将来を見通して支払必要額を 見積もり、支払のための原資を 確保 保険会社の破綻を根絶できな いなら、救済措置を講ずる



規制の必要性、正当化に関する議論 被害を防止する対策だけが、規制の根拠か?

- •保険業法の目的
 - ・保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営 及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、 もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資すること

金融庁:保険会社向けの総合的な監督指針

・「高齢化・少子化の時代を迎え、保険は、社会保障において公的部門を補完する役割を果たすものとなっており、また、eリスク、土壌汚染リスク等新たなリスクの増大に伴って、企業活動等における多様なリスクに対応する手段としての機能が拡大している。このような状況のなかで、多様化、高度化する消費者ニーズに柔軟に応えられる商品開発、価格設定が行われる環境を整備することが求められる。」

市場規制と支払能力規制



<u>事業者の適格性確保</u>:日本においては、免許・登録によって適格性を確保

保険会社

• 免許制

免許を得ない者は、保険 事業を営めない。保険事 業は、適格者だけが保険 事業を営めるようにして、 不適切な事業者を排除

会社の組織的基盤の観点から、十分な財務的基礎、収支の見込みが良好、 人的基礎(知識・経験)、 社会的信用などを審査。

保険募集人

- 登録制

政府に登録された者のみが保険販売(募集)が

できる(ただし、損害保険会社の役員・使用人は、

登録する必要なし)

<募集人の種類>

生命保険募集人(生命保険会社に所属)、

損害保険募集人(損害保険会社に所属)、

保険仲立人(保険会社に所属しない独立の業 者。ブローカーとも言う)

市場規制と支払能力規制



<u>市場規制</u>

保険加入者と保険販売者との情報の非対称性(情報劣位・情報優位)

保険販売者の行為規制

適正な販売(募集)行為の確保のため、 禁止行為を保険業法で規定し、違反 に対して罰則を課す

<禁止行為の例>

- ·契約者や被保険者に対して虚偽の 説明をする行為、保険契約の契約条 項のうち重要な事項を告げない行為。
- ・契約者や被保険者が、保険会社に対して重要な事実について虚偽のことを告げることを勧める行為。

保険商品の認可届出

保険は目に見えない商品であり、その 保険料率は保険数理に基づいて算出 される

通常の保険契約者は、その妥当性を 判断する難しいとの見方に立って、保 険会社を監督する行政機関が、適正な 保険契約内容を確保するために主とし て個人向けに募集(販売)される商品を 個別に認可する

認可を得ないで保険会社は保険募集 (販売)することはできない

市場規制と支払能力規制



保険金支払能力規制

将来の約束である保険金の確実な支払の為の保険金支払能力規制

- 保険金支払能力規制

将来の約束である保険金 が確実に支払われる能力 を保険会社に持たせる規制

- (A)将来の保険金支払の 金額を正確に見積もり計算 した結果を<u>負債</u>として認識 (準備金)
- (B)将来の保険金支払の責任を実行できる<u>資産</u>を健全に安全確実に保持

保険会社の貸借対照表

資産 (B)	負債
	(A)
	資本

SON RE:

市場規制と支払能力規制

保険金支払能力規制

保険金支払のための準備:保険契約準備金(責任準備金、支払備金)を期末に積み立てておく

〇保険金支払に備える保険契約準備金には、責任準備金と支払備金の二つがある

責任準備金 まだ事故は発生していないが、将来の保険金等支払のため

<u>支払備金</u> 既発生の 事故の保険金支払の ため

生保の責任準備金:未経過保険料準備金、保険料 積立金、危険準備金

損保の責任準備金:普通責任準備金、異常危険準 備金等

SOMPO JAPAN RESEARCH INSTITUTE

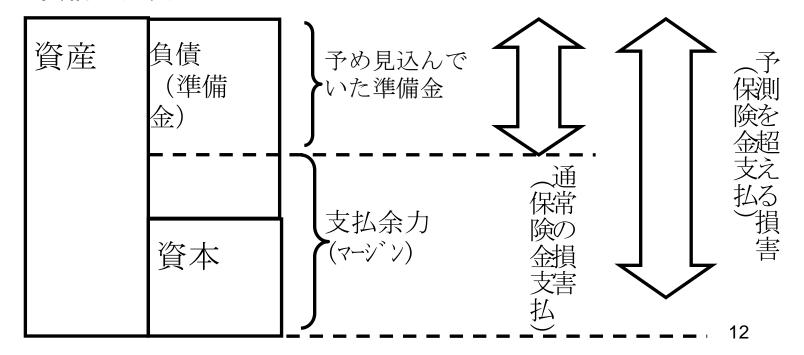
市場規制と支払能力規制

保険金支払能力規制

予測した以上のリスクが出現したときにも保険金支払に対応できる保険金支払余力(Solvency Margin)

例えば大規模災害が発生し、保険金支払が 予め見込んでいた準備金を超過しても、それ以上に 準備金や自己資本があれば対応できる

保険会社の貸借対照表



©2013年 損保ジャパン総合研究所

市場規制と支払能力規制



保険金支払能力規制

日本におけるソルベンシー・マージン規制

予測範囲内のリスクと予測を超えるリスクへの対応

- ·責任準備金 (普通責任準備金等)
- 支払備金等

· 責任準備金 (異常危険準備金、価格変動準備金等)

自己資本 (純資産)

通常の予測範囲内のリスク

通常の予測を超えて 発生するリスク

- ・運用環境の悪化(株価大暴落など)
- ・金利の低下
 - 保険金支払の急激な増加(大災害)等

13

市場規制と支払能力規制



日本におけるソルベンシー・マージン規制

ソルベンシー・マージン比率:「通常の予測を超えて発生するリスク」に対して、保 険会社がどの程度「自己資本」、「異常危険準備金」等の支払余力を有するかを 示す指標がソルベンシー・マージン比率。

【支払余力】

- ・資本金などの自己資本
- ・保険金の支払いの増加や資産の価格変動に対する準備金

ソルベンシー・マージン比率 =

支払余力の総額

_____ × 100

1/2¹×リスクの総額

【リスク】

- ・保険金の支払いが増加するリスク
 - 大規模災害などにより「探険金支払」、が増加するリスク
- 資産運用に関するリスク
- 運用環境の悪化による資産の減少や収入減のリスク
- その他のリスク

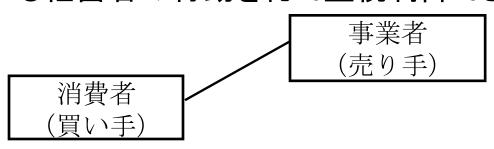
(出典:金融庁「アクセスFSA」第85号(2010年6月))

4 規制の課題と進化 イノベーションと金融危機の経験

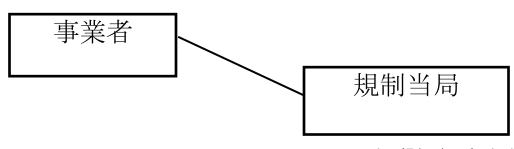


「市場の失敗」 売る側と買う側の情報の非対称性→規制の必要性の根拠

・情報の非対称性問題:事業リスク(破綻リスク)、利用者の利益に反する経営者の行動を総て監視制御できない



・規制当局と事業者の情報の非対称性→規制の限界?:「政府の失敗」



4 規制の課題と進化

イノベーションと金融危機の経験



「政府の失敗」 消費者の多様性、多様な二一ズの存在と、商品規制をする規制当局の能力→将来・見えない利用者に資するイノベーション

消費者の多様性、多様なニーズの存在

規制する行政機関の能力

- ・安全と効用のトレードオフ:予算・資源が限られている中で安全と効用を最適化する必要 安全サイドのみで判断できるか
- ・消費者被害者は全ての消費者を代表 するか

消費者の多様な欲求を規制 当局は知ることができるか

規制がイノベーションを阻害するおそれ、

阻害があってもそれは見えない

4 規制の課題と進化 イノベーションと金融危機の経験



2007年に始まる世界金融危機の経験

金融システム規制との整合性

従来の保険事業独自の世界での対処に限界

「今回のグローバル金融危機は保険会社の破綻はシステミック・リスクと決して無縁ではないことを示しました。金融市場が相互に連関する中、保険会社の経営不安や破綻は、貯蓄性保険商品の解約や市場の心理的動揺などを通じて、金融システム全体の不安定化につながる可能性は否定できません。」(保険監督者国際機構(IAIS)第18回年次総会(ソウル)2011年9月30日日本銀行白川総裁講演)

4 規制の課題と進化 イノベーションと金融危機の経験



保険金融規制の国際的整合性

- ・銀行 グローバルシステム上重要な金融機関への特別規制の実施
- 保険会社 同様の規制の検討

「AIGのケースが示すように、保険会社が子会社を通じて広範な業務を提供している場合、これらの業務がシステミック・リスクの発生源となることも考えられます。実際、そのような可能性が高いと判断し、米国のFRBはAIGに対し多額の資金供給を行いました。」(保険監督者国際機構(IAIS)第18回年次総会(ソウル)2011年9月30日日本銀行白川総裁講演)

4 規制の課題と進化 イノベーションと金融危機の経験



保険監督者国際機構

·IAIS(保険監督者国際機構)

保険グループ監督のための共通評価枠組み(Common Assessment Framework)の設計の調査を開始(2009年、G20の提言を受け)

改訂版保険コア・プリンシプル(ICPs)を採択(2011年ソウル総会)

・改訂版保険コア・プリンシプル

保険会社にリスクマネジメントの一環として、自社のリスクとベンシーの

自己評価(Own Risk and Solvency Assessment)の実施を要求

情報の非対称性問題、資本要件規制に対する取組の進化